



悪臭規制の手引き



一宮市

Ichinomiya City

悪臭防止法

悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和 46 年に制定された法律です。

規制方法

規制方法としては、特定悪臭物質（アンモニアや硫化水素など 22 物質）の濃度を規制する方法（物質濃度規制）と、人の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化する方法（臭気指数規制）が定められています。

一宮市では、平成 25 年 4 月 1 日より臭気指数規制を採用しています。

臭気指数による規制

においがある物質は 40 万種類以上あると言われています。また、におい物質が混じり合っていると相加・相乗効果などがおこり、機器測定では実際に感じているとおりにはおいを測ることはできません。

そこで、すべてのにおいを総合的に評価する『臭気指数規制』が平成 7 年に悪臭防止法に導入されました。

臭気指数は、人の嗅覚を用いて悪臭を測定するため、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい規制といえます。



出典：臭気指数制度導入のすすめ(環境省)

臭気指数とは

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に 10 を乗じた値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{臭気濃度})$$

例えば、においを含んだ空気を 100 倍に希釈したときににおいが感じられなくなった場合は
臭気指数 = $10 \times \text{Log}(100) = 10 \times 2 = 20$
となります。

規制地域

一宮市は全域が規制地域であり、以下の3地域に区分されます。

| 第1種地域 | 第2種地域 | 第3種地域 |
|---|-------|---------------------------|
| 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 市街化調整区域 工業専用地域 |

規制対象

すべての業種に係る工場や事業場から発生する悪臭が規制対象となります。

規制基準

| | 第1種地域 | 第2種地域 | 第3種地域 |
|-----------------------|---------------------------|-------|-------|
| 1号基準 (敷地境界線上の規制基準) | 12 | 15 | 18 |
| 2号基準 (気体排出口の規制基準) | 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出 | | |
| 3号基準 (排水水の規制基準) | 28 | 31 | 34 |



出典：悪臭防止法の手引き(環境省)

規制基準の遵守等

市長は必要に応じ、事業者が悪臭の発生等に関して報告を求めたり、工場や事業場へ立入検査をすることができます。

工場や事業場から発生する悪臭が規制基準に適合しない場合において、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合は、事業者が悪臭原因物の排出を減少させるための措置について市長より改善勧告、改善命令が発動されることがあります。

事故時の措置

規制基準を超える（あるいは超えるおそれのある）悪臭事故が発生した場合は、直ちに応急措置及び速やかな復旧措置を講じるとともに市長へ通報しなければなりません（ただし、大気汚染防止法に基づく通報をした場合を除く。）。また、事故の状況に応じて市長より応急措置命令が発動されることがあります。

悪臭問題を起こさないために

悪臭を未然に防ぐためには、悪臭発生状況の調査・原因究明・対策の検討などの取り組みが重要です。簡単な対策でも悪臭が軽減します。

また、業種別の具体的な対策方法や脱臭装置の選定については、環境省の「臭気対策行政ガイドブック」や公益社団法人におい・かおり環境協会のホームページを参考にしてください。

1 事業場周辺の調査

においが問題になりそうな場所を調べる

- ・排気口の高さや向き
- ・近隣住居との距離
- ・空気の流れ、滞留のしやすさ



2 悪臭原因の究明

においの原因をつきとめる

- ・においの種類や発生する場所
- ・においの発生する時間帯や頻度



3 悪臭改善対策の検討

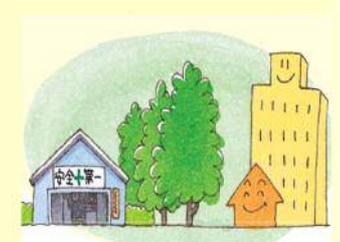
まずは現状の見直しを行う

- ・施設や容器の密閉化
- ・排気口の向きや高さ等の変更
- ・施設周辺の清掃
- ・原材料やその取扱い等の変更



4 脱臭装置の検討

脱臭装置の設置を検討する



出典：悪臭防止法の手引き(環境省)

悪臭関係の届出

次の業種の工場や事業場は、県民の生活環境の保全等に関する条例（愛知県）により、悪臭物質の排出に係る施設の構造、作業の方法などを毎年度終了後 1 ヶ月以内（4月中）に、市長に届け出ることとなっています。

畜産農業のうち

- ・豚房施設を有するもの
(豚房の総面積が 50m² 未満のものを除く)
- ・牛房施設を有するもの
(牛房の総面積が 200m² 未満のものを除く)
- ・鶏を 3,000 羽以上飼育するもの
- ・うずらを 20,000 羽以上飼育するもの

乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料の製造業

コーンスターチ製造業

紡糸施設を有するレーヨン製造業

クラフトパルプ製造業

製膜施設を有するセロファン製造業

加硫施設を有するゴム製品製造業

カプロラクタムの製造施設を有する石油化学工業

石油精製業

溶鉱炉を有する製鉄業

シェルモールド法による鋳物製造業

化製場

し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）

ごみ処理場

終末処理場

■問い合わせ先

一宮市環境部環境保全課

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山8番地 一宮市衛生処理場

TEL 0586-45-7185

E-mail kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp